

インフラの戦略的な維持管理・更新等のための 地方公共団体及び所管法人等に対する支援策

(平成29年4月1日現在)

平成29年9月4日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

支援策を取りまとめるに当たって

- 本資料は、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)により、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するとしたことを受け、各インフラの管理者が「インフラ長寿命化計画」(行動計画)及び「個別施設毎の長寿命化計画」の策定やこれらに基づく取組を着実に推進することができるよう、地方公共団体及び所管法人等が活用可能な各省庁による支援策を、【1】財政的支援、【2】技術的支援、【3】その他の支援、の別にとりまとめたもの。
- 地方公共団体及び所管法人等においては、各種支援策の活用等により、平成32年度までに個別施設計画を策定するなど、積極的な取組が求められる。

目 次

1. 警察庁	4
2. 総務省	7
3. 文部科学省	9
スポーツ庁	14
4. 厚生労働省	15
5. 農林水産省	17
6. 経済産業省	22
7. 国土交通省	24
8. 環境省	34

警

察

厅

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問合せ先
長官官房会計課 岡
03-3581-0141(内線2227)

都道府県が実施する警察施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的な内容)

警察本部、警察署庁舎といった警察施設は、第一線の警察活動の拠点として、留置施設、取調室等の設備を有している。また、防災拠点としての機能を有しており、災害発生時における、被災者の救護、応援部隊の受入れ等に活用している。

これらの機能を維持するため、老朽化した施設の建替整備が必要であり、都道府県が実施する当該施設の整備に要する経費について、一定額を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

【実施主体】

都道府県

【対象事業】

警察本部、警察署
等の警察施設整備



老朽化した警察施設



警察活動の拠点、災害発生時の防災拠点
としての機能を維持する必要



都道府県警察施設整備費補助金による支援

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問合せ先
交通規制課 高橋
03-3581-0141(内線5204)

都道府県が実施する交通安全施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的な内容)

信号機をはじめとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保するために必要不可欠な施設である。

交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、警察庁インフラ長寿命化計画に即して実施する老朽施設の更新等に要する経費の一部を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

信号制御機等の更新

- 老朽化した信号制御機、信号柱等を更新



信号灯器のLED化

- 消費電力が電球式の約6分の1
- 長寿命
(LED式は6~8年、電球式は約半年~1年)



總

務

省

【1】財政的支援(地方債措置)

問合せ先
自治財政局財務調査課 伊地知
03-5253-5647(内線23478)

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等の取組に活用可能な地方債措置として、従来の公共施設最適化事業債等を再編、拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設。

(具体的な内容)

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 50%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率: 90%
(従前75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率: 90%、交付税算入率: 30%
※立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率: 90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率: 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

文 部 科 学 省
ス ポ ー ツ 庁

【1】財政的支援(公立学校施設整備費による支援)

問合せ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 吉田
03-5253-4111(内線2078)

地方公共団体が実施する公立学校施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

(支援策の具体的内容)

(主な補助対象事業)

改築 ……補助率1／3、構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等の改築

長寿命化改良……補助率1／3、構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の長寿命化改修

大規模改修……補助率1／3、エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修

(老朽改修、トイレ改修、空調設置等)

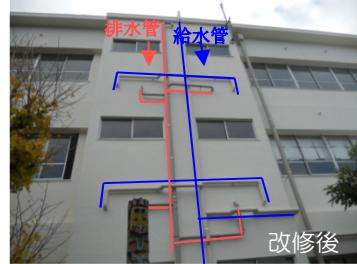
※学校施設環境改善交付金により措置

(支援策のイメージ)

(長寿命化改良の例)



中性化対策のための抑制剤や
アルカリ性付与剤の塗布



埋設されていた配管を改修の際に露出化



改修前



様々な学習内容・学習形態に対
応できる多目的スペースを整備



外断熱、自然光利用、
自然換気などのエコ改修

【1】財政的支援(国立大学施設整備費等による支援)

問合せ先
大臣官房文教施設企画部
計画課 津村
03-5253-4111(内線2300)

「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、老朽化対策やイノベーション創出及びグローバル人材育成の基盤となる施設の整備など、施設の重点的、計画的整備を推進

(支援策の具体的な内容)

- ・施設の安全性を確保するとともに、各大学等の個性や特色を踏まえた教育研究環境づくりを進めるため、国立大学法人等(大学共同利用機関法人、国立高等専門学校を含む)に対し、施設整備費を定額補助。
- ・老朽化対策については、安全性・機能性に問題があり、計画的解消が不可欠な老朽施設(ライフラインを含む)の再生などを重点的に支援。

(支援策のイメージ)

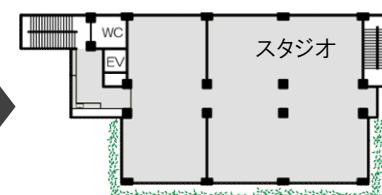
<整備事例> 建設学科建築学棟

老朽化した製図室をリノベーションし、開放的なフロア構成とし、課題制作やグループ討議、プレゼンテーションなどフレキシブルに利用出来るスタジオに再生。

【改修前】



【改修後】



改修前
老朽化した製図室



改修後
フレキシブルに利用できるスタジオ

【1】財政的支援(モデル事業の実施)

問合せ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 吉田
03-5253-4111(内線2078)

(支援策の概要)

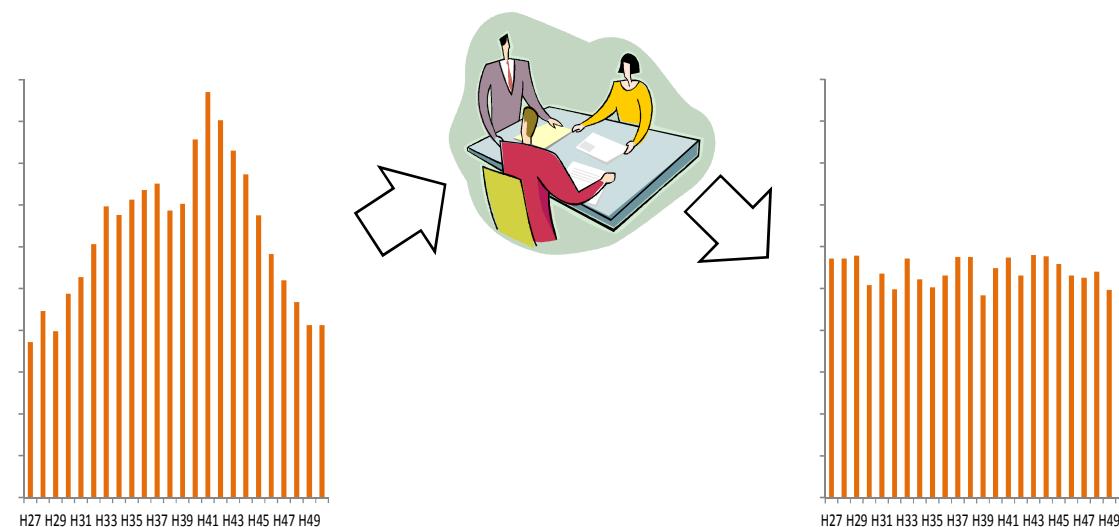
地方公共団体が実施する学校施設に関する長寿命化計画を策定する取組を支援。

(支援策の具体的な内容)

- 「学校施設の個別施設計画策定支援事業」により、地方公共団体が域内の学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)を策定する取組に対して財政支援。

(支援策のイメージ)

(中長期的な長寿命化計画(個別施設計画)の策定)



老朽更新需要の
縮減・平準化を実現

- ・個別施設計画策定に係る費用について財政支援

【2】技術的支援(報告書・手引の作成、講習会の開催)

問合せ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 吉田
03-5253-4111(内線2078)

学校施設の長寿命化計画の策定や長寿命化改修の実施を推進するため、報告書・手引を作成するとともに、地方公共団体職員を対象とした講習会を開催。

(支援策の具体的な内容)

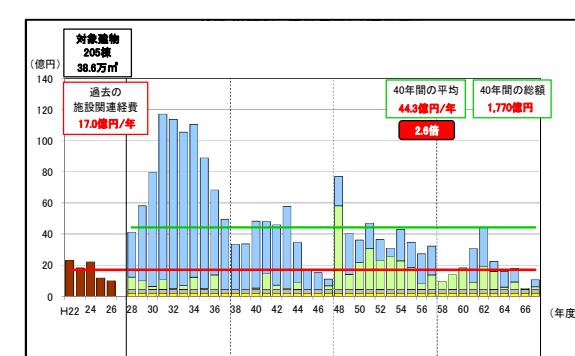
- 「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」(平成26年1月)
- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年4月)
- 「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」(平成28年3月)
- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成29年3月)
- 「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」(平成29年3月)
- 学校施設の長寿命化計画に係る専門家や先進的な取組を行う自治体職員等を派遣し、講習を実施。

(支援策のイメージ)

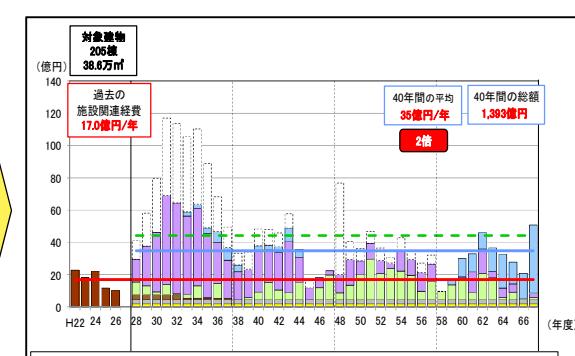
学校施設の建物状況を把握し、建物情報一覧表を作成

建物基本情報												
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度	基年数	
001	1301	A/小学校	校舎1	1	220001	学校	RC	3	2,562	1969	S44 47	
002	1301	A/小学校	校舎2	5	220001	学校	RC	3	1,525	1969	S44 47	
003	1301	A/小学校	校舎3	18-12	220001	学校	RC	4	1,179	2002	H14 14	
004	1301	A/小学校	体育館	19-123	150	学校	RC	4	1,408	2002	H14 14	
005	1302	B/小学校	校舎1	2-1		学校	RC	3	1,819	1964	S39 52	
006	1302	B/小学校	校舎2	2-2		学校	RC	3	1,744	1970	S45 46	
007	1302	B/小学校	校舎3	17		学校	RC	3	911	1980	S55 36	
008	1302	B/小学校	体育館	7		学校	体育館	2	668	1972	S47 44	
009	1303	C/小学校	校舎1	1		学校	RC	3	3,010	1970	S45 46	
010	1303	C/小学校	校舎2	2		学校	RC	3	1,750	1972	S47 44	
011	1303	C/小学校	体育館・特別教室	3		学校	体育館	RC-部S	2	789	1971	S46 45

(従来の改築型)



(長寿命化型)



今後の維持・更新コストを自動的に試算し、グラフ出力可能

【1】財政的支援(モデル事業の実施)

問合せ先
スポーツ庁参事官(地域振興担当)施設企画係 山本
03-5253-4111(内線3773)

(支援策の概要)

地方公共団体のスポーツ施設の個別施設計画策定を支援。(平成29年度【新規】)

(支援策の具体的な内容)

・「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」により、地方公共団体が所管するスポーツ施設の個別施設計画を策定する取組に対して財政支援。

(支援策のイメージ)

ガイドライン策定



先進事例形成

個別施設計画の策定に先進的に取り組む自治体を支援し横展開を図る

【スポーツ施設特有の課題】

- 利用者数の変動(スポーツ実施率、高齢化等)
- 財政負担の変動(利用料金等の収入増等)
- 既存施設の活用(学校開放等)
- 自治体内で所管が複雑

財政制約に対応した量と質のスポーツ施設が、持続可能な形で地域に存在することで、健康長寿社会、青少年の健全育成、コミュニティ形成、地域の防災力の向上等を実現

厚生労働省

【1】財政的支援(水道施設整備費による支援)

問合せ先
医薬・生活衛生局水道課 佐藤
03-5253-1111(内線4027)

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体等に対し、水道施設の整備に要する費用の一部を財政支援。

(支援策の具体的な内容)

○生活基盤施設耐震化等交付金

- ・地震対策地域等における重要給水施設に配水する配水管及び基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新
- ・交付率: 1/2、4/10、1/3、1/4 ※財政力指数及び水1m³を作るコスト、老朽管の更新する管種により異なる

(支援策のイメージ)



管路の布設工事



老朽管の更新工事

農 林 水 產 省

【1】財政的支援(補助事業等による支援)

問合せ先
農村振興局整備部設計課
強靭化計画班 松岡 蓮池
03-3502-8111(内線5536)

地方公共団体が管理・所管している各インフラ(農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、治山施設、林道、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設)について、点検、診断、補修及び更新による老朽化対策を支援する。

(支援策の具体的な内容)

地方公共団体が策定する個別施設計画に
関し補助事業による支援。

(補助率：1／2等)

農村振興局

- 農業水利施設
- 農道
- 農業集落排水施設
- 地すべり防止施設
- 海岸保全施設

林野庁

- 治山施設
- 林道施設

水産庁

- 漁港施設
- 漁場の施設
- 漁業集落環境施設
- 海岸保全施設

(農業水利施設等の長寿命化)

農業水利施設

- 水路の補修・更新



補修・更新

農道

- 農道橋の補修・更新



補強・塗装

農業集落排水施設

- 新技術を用いた更新



補修・更新

地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の補修・更新



治山施設の長寿命化対策

摩耗・洗掘等の補修
(例:コンクリート製治山ダム)



機能強化
(例:コンクリート製治山ダム)



劣化した部材の交換
(例:落石防止工)



林道の長寿命化対策

橋梁落下防止工による耐震性向上



塗装工事による鉄骨の腐食防止



漁港施設の長寿命化

鋼製矢板の補修
(例:矢板式防波堤)



コンクリート版の補修
(例:岸壁)



海岸保全施設の長寿命化

護岸の補修



防潮堤の補修



【2】技術的支援(基準類の整備や研修による支援)

問合せ先
農村振興局整備部設計課
設計基準班 寺田 三澤
03-3502-8111(内線5569)

基準・手引き等の策定・改定、研修制度等の充実により、地方公共団体等の職員の技術力向上を支援。

(支援策の具体的な内容)

施設の機能保全に関する基準・手引きや個別施設計画策定のためのガイドラインを策定し、地方公共団体等職員へ技術情報を提供。

施設の管理者の多くが地方公共団体や土地改良区であることから、国や農研機構(農村工学研究部門)等が主催する研修・講習会・出前研修等に地方公共団体や土地改良区職員が参加できる体制を確立し、施設の所有者、管理者、対策実施者等を含めた全体の技術力向上を図る。

また、施設の機能保全や長寿命化に関する技術を隨時把握できるよう研修内容の充実を図る。

施設の機能保全に関する基準・手引き等の策定・改定状況

施設分野	基準・手引き	策定・改定期
農業水利施設	・農業水利施設の機能保全の手引き ・農業水利施設の長寿命化のための手引き	・H27.5 ・H27.11
林道施設	・林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・林道施設長寿命化対策マニュアル	・H27.3 ・H28.3
治山施設	・治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・治山施設個別施設計画策定マニュアル	・H28.3 ・H28.3 (H29.3改訂)
水産基盤施設	・水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き	・H27.5 ・H27.5

研修の実施



機能保全技術の講義



ポンプ診断技術の研修会



水路補修工法技術の出前授業

【3】その他(新技術の開発・導入の推進)

問合せ先
農村振興局整備部設計課
設計基準班 寺田 新井
03-3502-8111(内線5569)

施設の機能診断や補修・補強等の対策に関する新技術の開発・導入を推進。

(支援策の具体的な内容)

現地で活かせる新技術開発について、民間企業等が試験研究機関と連携して取り組む技術開発を推進とともに、新たに開発された技術情報について、農林水産省のホームページによる公開や新技術・新工法説明会の開催により、施設管理者へ情報を提供。

点検・診断技術

【点検ロボットの開発(無人調査)】



農業用水路トンネルの変状を撮影・記録する好
感度CCDカメラを装備したフロートタイプ型の無
人調査ロボットを開発。

通水中に入ることができない水路トンネル
のひび割れや漏水調査が可能。

技術開発成果情報の公開

【潤滑剤による農業用ポンプの診断技術】



ポンプ設備の回転部（軸受、減速機）から潤
滑剤（潤滑油・グリース）を採取・分析し、その
中に含まれる金属摩耗粒子の量や形態など
の情報を用いてポンプ設備の簡易な機能診断
を行う技術を開発。

【ホームページによる情報公開】

官民連携新技術研究開発事業 新技術概要書	
技術開発の概要	
1. 施設名	農業用水路トンネルの変状調査用無人調査ロボットの開発
2. 開発期間	平成22年4月～平成23年3月
3. 貢献課題	農業用水路トンネルの変状調査用無人調査ロボットの開発
4. 施設区分	農業用水路トンネル
5. 施設の特徴	農業用水路トンネルは、農業用水を供給するための地下構造物である。主に灌漑用水として利用されるが、また、排水機能も有する。長時間運転するため、機器の故障や劣化が問題となる。
6. 施設の必要	機器の定期的な点検や故障検査が行われるが、通水するため、人が直接入ることのできない場所での調査が困難である。
7. 施設の留意点	機器の定期的な点検や故障検査が行われるが、通水するため、人が直接入ることのできない場所での調査が困難である。
8. 施設の留意点	機器の定期的な点検や故障検査が行われるが、通水するため、人が直接入ることのできない場所での調査が困難である。

経済産業省

【1】財政的支援(工業用水道事業費補助金による支援)

問合せ先

経済産業政策局地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課 直井、井上、石田
03-3501-1677

地方公共団体等が布設する工業用水道施設の更新・耐震化事業に、国が事業費の一部を補助

(支援策の具体的な内容)【平成29年度予算額 2,010,000千円】

○改築事業の採択基準

- ・建設対象の工業用水道事業を改築する場合、工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化計画を策定し、それを実施するもの。
- ・補助率 100分の30以内

○強靭化事業の採択基準

- ・老朽化が進行している事業、施設更新・耐震化による費用対効果が高い事業又は耐震化率が低く、早急に耐震対策を進める必要がある事業
- ・更新・耐震対策の必要性が高く、かつ経営効率化策を含んだ経営計画を策定している事業
- ・補助率: 100分の30以内

(支援策のイメージ)



管の布設工事



管路の更新工事(老朽管内に新管の挿入)

國 土 交 通 省

【0】全体的な支援(ホームページでの情報の一元的提供)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
鎮西 03-5253-8111(内線24544)

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

(支援策の具体的な内容)

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。

情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。

<トップページ>

社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト
インフラメンテナンス情報
Infrastructure Maintenance Information

国土交通省

本文へ 文字サイズ変更 標準 大きい

社会資本の維持管理・更新 社会資本の現状と将来 国や地方公共団体の取組 法令・基準類・マニュアル類 最新の技術 リンク集

ピックアップ
神経を持つ東京ゲートブリッジ

社会資本の維持管理・更新

道路 河川 下水道 鉄道 砂防 港湾
公営住宅 公園 海岸 空港 航路標識 宮庁施設

国や地方公共団体の取組

社会資本の老朽化対策 直面する問題とその工法
インフラメンテナンス情報ポータルサイト

最新の技術

法令・基準類・マニュアル類

国や地方公共団体の取組

長寿命化基本計画 長寿命化行動計画

相談窓口 研修・講習 出前講座 会議

目次 地方公共団体等への支援 その他の取組

<コンテンツの例>

地方公共団体への支援

持続可能な維持管理の実施に向けて、市町村が施設管理者としての責務を果たすことができるよう、まずは市町村自らの体制の強化を図るとともに、なお不足する部分について、国・都道府県等による技術的支援体制を構築することが必要とされています。

そのため国土交通省では、従来の支援に加え以下の具体的な施策について検討を進めています。

市町村の体制強化のための支援

国や都道府県による技術的支援

体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築

・仕組みのイメージ
・道筋分野における直接診断

インフラメンテナンス 国民会議

メンテナンスの効率化 高度化のための技術開発と導入

NETIS
維持管理支援サイト

次世代社会インフラ用
「ホットシステム」
「ホットシステム」

インフラメンテナンス
グッド・プラクティス

マニュアル類（個別施設計画策定時）

マニュアル類（個別施設計画策定時）（VI. 必要施策による取組の方向性 4. 個別施設計画の策定・推進）

行動計画に記載のある、個別施設計画の策定のためのマニュアルやガイドライン等は以下の通りです。（下線のあるものは各マニュアル等のページにリンクします。）

※は行動計画に記載のないマニュアル等

1. ダム

・ダム用ゲート設備等点検・整備・
・ダム用ゲート設備等点検・整備・
・ダムの長寿命化計画について 国
・ダム点検実施要領 国 (平)
・ダム複合点検実施要領・同解説 国
・ダム終合点検実施要領・同解説 国

法令・基準類

基準類（VI. 必要施策による取組の方向性 2. 基準類の整備）

行動計画に記載のある基準類は以下の通りです。（下線のあるものは各基準類のページにリンクします。）

【内閣】企運法：国・地方公共団体・事業者等の管理する施設に適用されるもの
規則用：国の管理する施設に適用されるもの
地盤用：地方公共団体等へ技術的指導として連絡されるもの
事務用：事業者等へ技術的助言として周知されるもの
事務用：事業者等へ参考に活用されるもの
※一部の事業者等が対象となる基準類もあります。詳細は行動計画本文をご確認ください。

1. 道路

・道路構造物管理実務者研修（概要初級） 道路橋の定期点検に関するテキスト 国〔国土技術へ〕
・河川維持管理に関する技術研修テキスト〔実技編〕 (pdf: 5.4 MB)
・港湾施設の維持管理に関する技術講習会 国

法令・基準類・マニュアル類

法令・基準類
マニュアル類（個別施設計画策定時）

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先

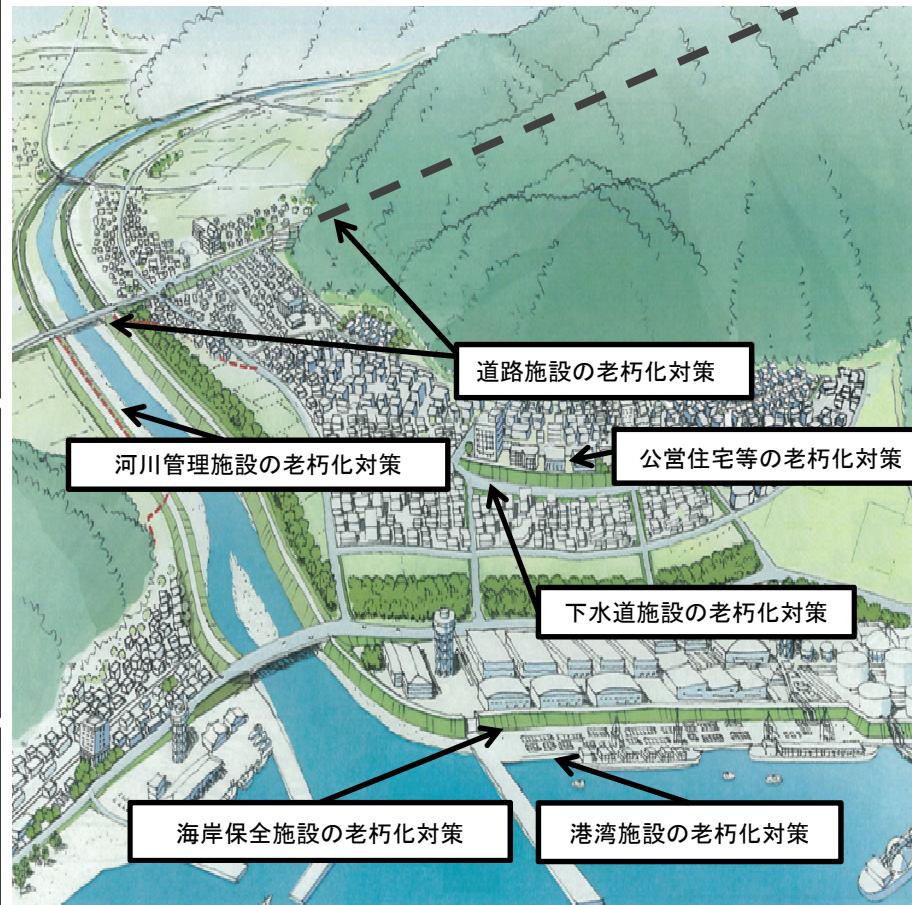
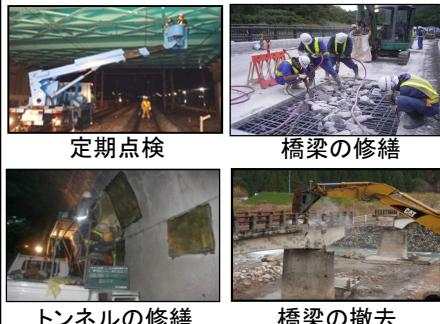
大臣官房社会資本整備総合交付
金等総合調整室 柴山
03-5253-8111(内線57739)

各地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、河川管理施設、下水道施設、公営住宅、海岸保全施設、港湾施設などのインフラ施設に関して、インフラ長寿命化計画を踏まえた点検・診断、修繕・更新等の老朽化対策を総合的に支援する。

(支援策の具体的な内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間:3~5年、国費率:事業毎に交付要綱で定める割合(1/2等))。

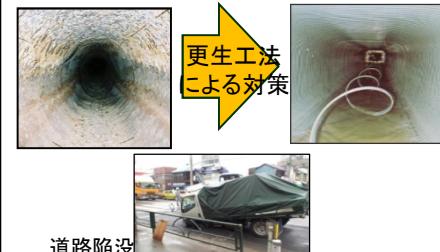
◆道路施設の老朽化対策



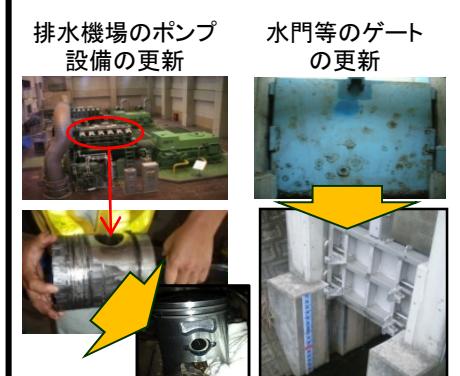
◆海岸保全施設の老朽化対策



◆下水道施設の老朽化対策



◆河川管理施設等の老朽化対策



◆港湾施設の老朽化対策



【2】技術的支援(社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
田中 03-5253-8111(内線24535)

地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修の開催による技術力向上

(支援策の具体的な内容)

確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。技術者不足が指摘されている地方公共団体への技術的支援の一環として、平成26年度より研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。



道路・河川における維持管理の研修の様子(近畿地方整備局)



港湾における維持管理の研修の様子



インフラメンテナンス国民会議の枠組みによる自治体支援フォーラムの様子
(郡山市)

【2】技術的支援(LCCの算定方法を示したガイドライン等)

問い合わせ先
総合政策局 公共事業企画調整課
田中 03-5253-8111(内線24535)

LCC(ライフサイクルコスト)の算定方法を示したガイドライン等を策定・公表することによる最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定支援

(支援策の具体的な内容)

国は河川では「河川構造物の長寿命化計画策定の手引き」、公園施設では「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」といったガイドラインを策定・公表することなどにより、地方公共団体の最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定を支援している。また、インフラメンテナンス国民会議を設立し、技術開発、官民連携を促進することで、地方自治体が革新的技術の実装を進められるよう支援を行っている。

【2】技術的支援(社会資本の維持管理に関する資格制度)

問合せ先
大臣官房 技術調査課
平岡 03-5253-8111(内線22358)

- 既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11登録規程告示)
- 維持管理分野について、のべ136の民間資格を登録。

(支援策の具体的な内容)

- ・国は点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>

①業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2に定められた事項(健全性の診断を除く)を確實に履行するために必要な知識及び技術	…	…	…	…
診断	…	…	…	…	…

②民間資格を公募

③民間資格を評価

④基準を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	…
診断	…	…	…	…	…

業務発注の際に登録された資格を活用

<施設等毎の登録資格数(※)>

H29. 2. 24現在

施設等名	登録資格数			
	H26年度	H27年度	H28年度	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
下水道管路施設	—	1	1	2
海岸堤防等	4	0	2	6
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4
土木機械設備	—	2	0	2
のべ登録資格数	50	49	37	136

※維持管理分野を記載。その他計画・調査・設計分野がある。

【2】技術的支援(直轄診断)

問合せ先
道路局国道・防災課道路保全企画室 田中
03-5253-8111(内線37853)

地方公共団体管理施設への「道路メンテナンス技術集団」の派遣

(支援策の具体的な内容)

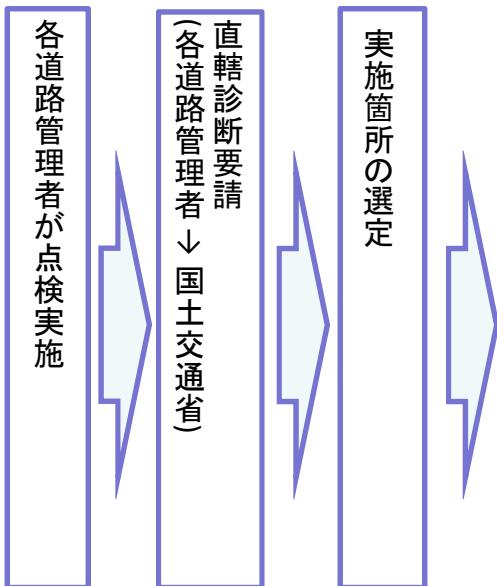
地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に対する「直轄診断※1」を平成26年度から実施し、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成27年度より修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業を実施。平成29年度から大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去※2を対象として拡充

※1 地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なものに限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

※2 撤去については、集約化に伴って実施する他の構造物の撤去に限る

(支援策のイメージ)

■ 直轄診断の流れ



【2】技術的支援(メンテナンス体制の強化)

メンテナンスに係る会議の設置

(支援策の具体的な内容)

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路、港湾、航空の各分野でメンテナンス会議を設置・開催

問合せ先

- ・道路局国道・防災課道路保全企画室 田中
03-5253-8111(内線37853)
- ・港湾局技術企画課港湾保全政策室 藤井
03-5253-8111(内線46527)
- ・航空局航空ネットワーク部空港技術課 池田
03-5253-8111(内線49514)

道路メンテナンス会議

※平成26年7月に全都道府県で設置済

【体制】地方整備局(直轄事務所)／地方公共団体(都道府県、市町村)／高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)／道路公社

【役割】1. 研修・基準類の説明会等の調整／2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に関する路線の選定・確認／3. 点検・措置状況の集約・評価・公表／4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)／5. 技術的な相談対応



(平成26年5月28日 宮崎県メンテナンス会議)

港湾等メンテナンス会議

※平成27年4月に全地方整備局港湾空港部等で設置済み

【体制】地方整備局港湾空港部等／地方公共団体等(都道府県、市町村、港管理組合、国際港湾株式会社等)／国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、海洋・港湾構造物維持管理士会

【役割】1. 維持管理状況の把握／2. 維持管理体制の確保に向けた検討／3. 港湾施設等の維持管理に関する情報共有／4. 効果的な老朽化対策の推進／5. 技術的な相談対応



(平成29年5月31日 中国地方整備局港湾等メンテナンス会議)

空港施設等メンテナンスブロック会議

※平成27年9月に設置
平成28年からは地方航空局で設置済

【体制】地方航空局／特定地方管理空港管理者／地方管理空港管理者／会社管理空港管理者

【役割】1. 空港施設の維持管理技術等の技術支援・情報共有／2. 空港維持管理・更新計画に基づく管理・更新状況の確認／3. 維持管理に係る技術的な相談対応



(平成27年9月7日 東京空港事務所にて)

【3】その他(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

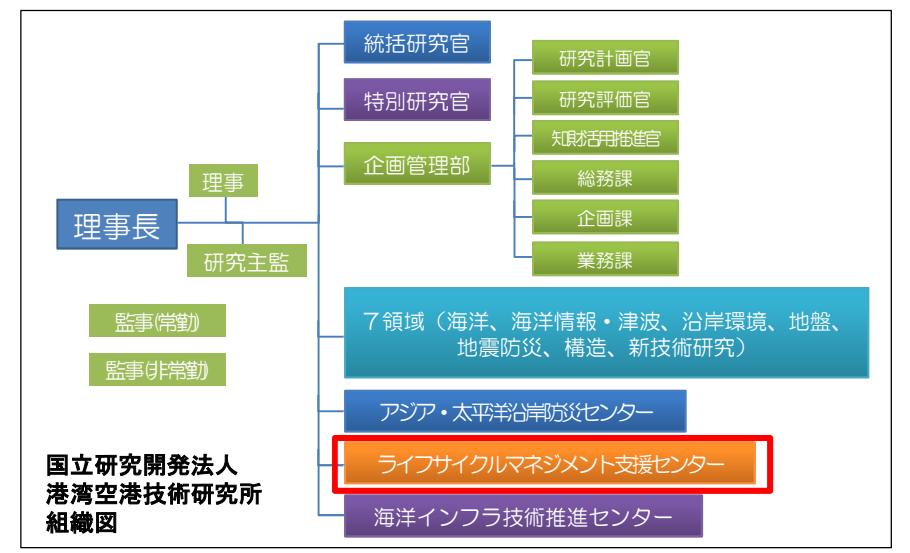
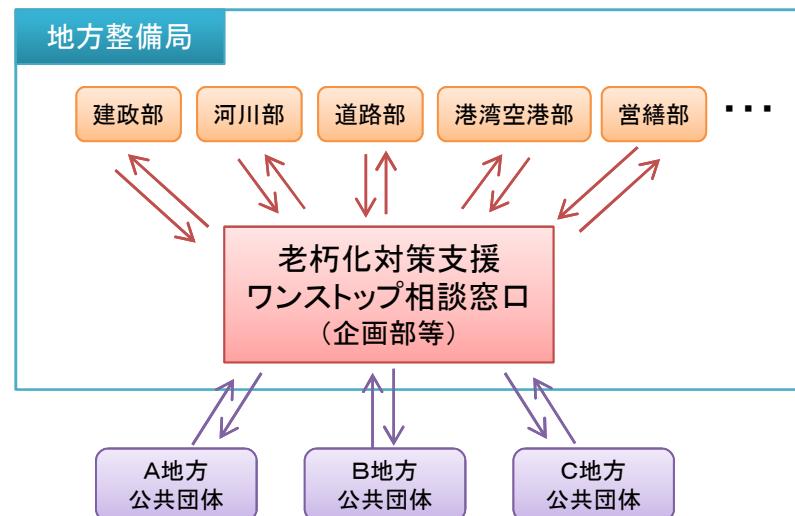
問合せ先
大臣官房技術調査課 梯
03-5253-8111(内線22326)

各地方整備局等や国立研究開発法人港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的な内容)

- ・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)
 - 各地方整備局等では、これまで道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化
- ・国立研究開発法人港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)
 - 地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。
これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。

(支援策のイメージ)



【3】その他(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進等)

問合せ先
大臣官房技術調査課 石田
03-5253-8111(内線22346)

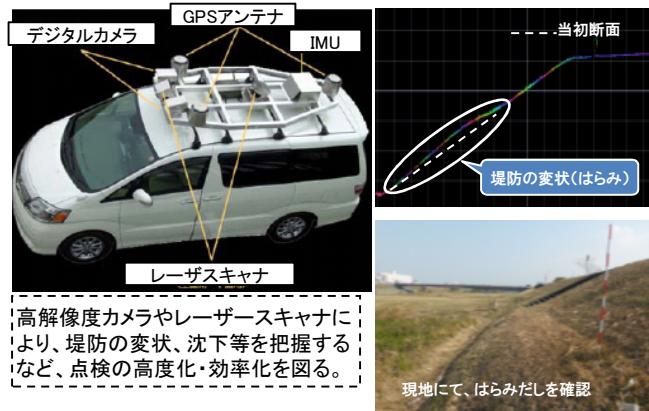
非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的な内容)

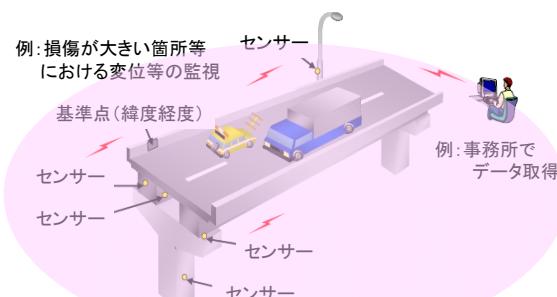
- ・点検・診断技術、・社会インフラのモニタリング技術、次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
- 維持管理等に対する管理ニーズを整理するとともに、技術開発の技術シーズのマッチングを図り、管理ニーズに沿った技術研究開発を促進し、効率的・効果的な維持管理・更新を実現。
- 現場検証を実施し、その評価結果を公表。有用な技術を直轄で先導的に導入し、地方公共団体への普及を促進。

(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入



社会インフラのモニタリング技術



次世代社会インフラ用ロボット

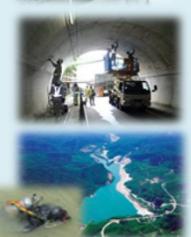
○橋梁

近接目視の代替・支援
打音検査の代替・支援 等



○トンネル

近接目視の代替・支援
打音検査の代替・支援 等



○水中

堆積物の状況把握
近接目視の代替・支援 等



【3】その他(維持管理に関する包括的民間委託の活用促進)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
田中 03-5253-8111(内線24535)

地方公共団体と協力して、維持管理に関する包括的民間委託の活用促進に向けた具体的な検討を実施

(支援策の具体的内容)

- ・地方公共団体が抱える人員面での課題の解決、また、業務の効率化のため、維持管理に関する包括的民間委託の実施を目指す地方公共団体と協力して、各種課題の共有や改善策の具体的な検討を実施
- ・先導的に官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、導入可能性調査に係る調査委託費を助成(先導的官民連携支援事業:補助率10／10、上限20百万円)
- ・官民連携による地域活性化のための基盤整備検討調査(基盤整備の調査とPPPの導入を一体的に検討)に対する支援(官民連携基盤整備推進調査費:補助率1／2)

(支援策のイメージ)

<具体的な検討>

- 協力している地方公共団体(H28年度)
 - 三条市…全事業分野(上下水道、林道除く)
 - 宇部市…官民連携(上下水+ガス)+インフラ一体管理
 - 府中市…道路
 - 福島県県中建設事務所…移管国道管理
- + (総括マネジメント)(将来)

○検討事項

- ①-1 異分野間(横串)の包括委託の検討
- ①-2 点検～修繕の包括委託の検討
- ② 複数年契約の長期化
- ③ 潜在的担い手(高齢者)の活躍の場の提供

<先導的官民連携支援事業>

- 平成29年度募集予定
1次募集:3月1日から4月12日(終了)
2次募集:6月1日から6月30日(終了)

<官民連携基盤整備推進調査費>

- 平成29年度募集状況
第1回配分:1月26日から2月28日(終了)
第2回配分:4月18日から5月19日(終了)
第3回配分:7月14日から8月18日(募集中)

環

境

省

【1】財政的支援(循環型社会形成推進交付金による支援)

問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 前川
03-3581-3351(内線6849)

地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである**廃棄物処理施設の長寿命化**に当たり、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援。

(支援策の具体的内容)

- 地域の創意工夫による市町村等の廃棄物処理施設の整備に対する交付金
(交付率: 1/3又は1/2)
- 老朽化した廃棄物処理施設の更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する**施設の改良・改造による長寿命化の取組**について重点的に支援

■基幹的設備改良事業

施設の基幹的設備の改良による長寿命化と併せて、省エネ対策等のCO₂削減や災害に備えた施設の強靭化に資する機能向上を行う事業を支援。

(長寿命化対策とともに、地球温暖化対策や災害対策を統合的に推進)

■長寿命化総合計画策定支援事業

地域単位の観点から長寿命化が必要な施設に対して**長寿命化総合計画を策定するための調査等**を支援。

(施設老朽化の現状)

- ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化
- ※全国1,141施設のうち
築20年超: 401施設
築30年超: 172施設
築40年超: 25施設



- 地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれ

- 老朽化した廃棄物処理施設については、適切に整備を行い、**地域における安全・安心を確保**することが必要。
- 施設の改良・改造による長寿命化を図ることによって、**既存施設の有効利用**が図られ、**中長期的に財政負担を平準化・軽減**。

【1】財政的支援(自然環境整備交付金(国定公園等整備事業)による支援)

問合せ先
自然環境局 自然環境整備課
梁瀬 03-3581-3351(内線6455)

○支援策の概要

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

○支援策の具体的内容

- ◆ 交付先:都道府県
- ◆ 交付対象事業:国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象
(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体:都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額:総事業費の100分の45



栗駒国定公園
(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

○支援策のイメージ



【1】財政的支援(自然環境整備交付金(国立公園整備事業)による支援)

問合せ先
自然環境局 自然環境整備課
小保根 03-3581-3351(内線6698)

国立公園内の地方自治体が所有する国際化対応・老朽化対策が必要な利用施設(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【支援策の概要】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し集中的に整備を推進する。

【支援策の具体的な内容】

事業費の1／2を上限とした支援を実施

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備等

国立公園の利用環境を充実させ、訪日外国人をはじめとする多くの観光者の方への誘客を図り、地方の観光振興・活性化に寄与

【対象となる事業事例】

支援策のイメージ

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(誘導標の多言語表記)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

(環境省)3／5

【2】技術的支援(「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」等)

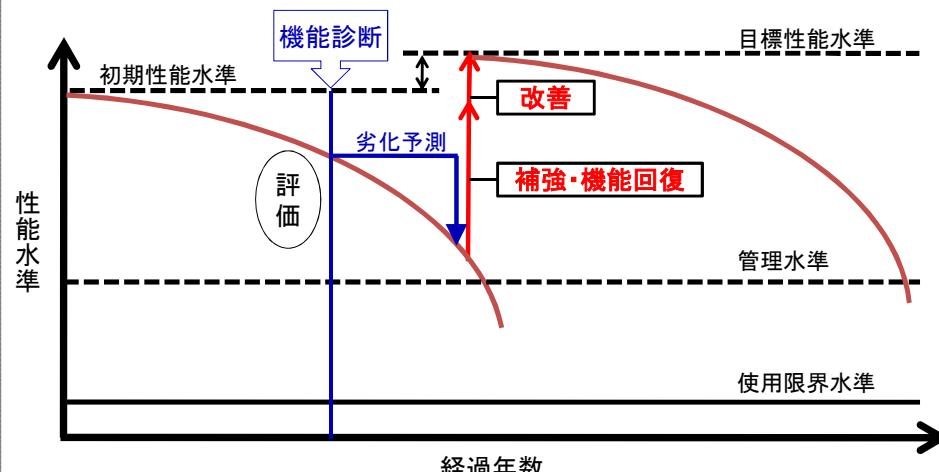
問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 桑村
03-3581-3351(内線6848)

廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な施設整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の実施方法に係る手引きとして、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を取りまとめ、自治体等に対して周知するなど、技術的支援を実施。

(支援策の具体的内容)

- 自治体等が廃棄物処理施設を含む「公共施設等総合管理計画(行動計画)」や、廃棄物処理施設毎の「個別施設計画」を策定するに当たり、以下のとおり、技術的支援を実施。
- 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」を平成22年3月に策定(平成27年3月に改訂)し、自治体に周知
⇒ストックマネジメントの考え方に基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、自治体等が処理施設の長寿命化計画を作成する際の手引き。
- 「廃棄物処理施設の「行動計画(案)」及び「個別施設計画の様式(案)」を平成27年7月に策定し、自治体に周知
⇒自治体による行動計画及び個別施設計画策定の参考となるよう、環境省全体の行動計画に先立ち、廃棄物処理施設に特化して案を策定。

(施設長寿命化のイメージ)



- 環境省では、廃棄物処理施設も含めた環境省全体の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を平成28年3月31日に策定。
- 今後、各自治体等の「行動計画」及び「個別施設計画」の作成状況等のフォローアップを継続的に実施。

【3】その他(「一般廃棄物処理事業実態調査による進捗管理)

問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 養村
03-3581-3351(内線6848)

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国は、市町村等の責務である一般廃棄物の処理に関して、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに技術的支援に努めること」とされている。
- 環境省では、昭和47年から、「一般廃棄物処理事業実態調査」を年に一度実施し、各市町村等における1年間のごみ処理状況や整備状況等について把握し、公表している。

(進捗管理の概念図)

